

業務を行う体制に関するチェック表

【通常の開店時間等】* 開店時間には、特定販売のみを行う時間は含みません。(開店時間＝営業時間－特定販売のみを行う時間)

週当たりの開店時間等	
開店時間(1週間の総和 以下同じ)	① 時間
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	② 時間
要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する開店時間	③ 時間
情報提供するための設備	④ カ所

【通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

- * 勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、開店時間外に特定販売に従事する勤務時間数は除きます。
- * 調剤に関する項目は薬局のみです。

	調剤に従事する勤務時間数(週当たり) ☆薬局のみ	医薬品(要指導医薬品・一般用医薬品)の販売等に従事する勤務時間数(週当たり)	要指導医薬品又は第1類医薬品の販売等に従事する勤務時間数(週当たり)
薬剤師	⑤ 時間	時間	⑦ 時間
登録販売者	時間	時間	時間
総和	⑤ 時間	⑥ 時間	⑦ 時間

【体制省令への適合状況】 * 体制省令: 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

判定(○×)

調剤に従事する薬剤師の員数 ※常勤を1とし、端数切捨て ☆ 薬局のみ	□	≥	□ 40	1日平均取扱処方箋数 (体制省令第1条第2号)	
調剤に従事する薬剤師の勤務時間 ☆ 薬局のみ	⑤	≥	①	開店時間 (体制省令第1条第1号)	
要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	⑥	=	□ ≥ ②	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間 (体制省令第1条第10号) (体制省令第2条第4号)	
情報提供設備の数	④				
※ 医薬品の区分によって情報提供設備の数が異なる場合、区分ごとに計算すること。					
要指導医薬品又は第1類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数	⑦	=	□ ≥ ③	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する開店時間 (体制省令第1条第11号) (体制省令第2条第5号)	
情報提供設備の数	④				